

最高裁秘書第397号

平成30年2月6日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司 様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



司法行政文書不開示通知書

1月9日付け（同月11日受付，最高裁秘書第99号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

- (1) 69期新任判事補について，どの修習地の司法修習生が何人，判事補に任命されたかが分かる文書
- (2) 70期新任判事補について，どの修習地の司法修習生が何人，判事補に任命されたかが分かる文書

2 開示しないこととした理由

1の(1)及び(2)の各文書は，作成又は取得していない。